

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者選定公募型プロポーザル実施要綱を次のように定める。

令和4年1月31日

芝山町長 麻生 孝之



芝山町告示第5号

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者選定公募型プロポーザル実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、芝山町都市計画マスタープランにおいて住宅系拠点の一つとして位置付けた芝山町田園型居住地創出拠点整備の事業化に向けて、民間事業者の持つ豊富な経験とノウハウを基により実現性の高い事業計画案の提案を受け、町と連携して田園型居住地創出拠点形成に係る住宅地整備を行う事業予定者の選定を公募型プロポーザル方式により実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型プロポーザル方式 参加者を公募し、その参加者のうち、一定の条件を満たす者から事業計画提案を受けるプロポーザル方式をいう。
- (2) 参加者 第9条第1項の参加意向表明書類を提出した者をいう。
- (3) 事業予定者 参加者のうち、第12条第1項の規定により選定された者をいう。
- (4) 事業者 事業予定者のうち、第15条の規定により協定書を締結した者をいう。

(事業計画提案審査委員会)

第3条 公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により厳正かつ公平に事業予定者を選定するため、事業計画提案審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者募集要項(以下「募集要項」という。)の審査
- (2) 参加意向表明書類の審査及び事業計画提案書の提出依頼先の決定
- (3) 事業計画提案書の評価
- (4) 事業予定者の選定
- (5) その他必要な事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員7人で組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副町長
- (2) 企画空港政策課長
- (3) 総務課長
- (4) 財政担当課長
- (5) まちづくり課長
- (6) 上水道準備室長
- (7) 都市計画担当課長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長を、副委員長は企画空港政策課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(書面会議)

第6条 前条に規定する会議は、次の各号のいずれにも該当するときは、委員に書面を送付し審議することをもってこれに代えることができるものとする。

- (1) 書面により会議の内容が明確に理解できること。
 - (2) 委員長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定による会議の議決は、委員が提出した書面表決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、書面会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(公正な委員会の運営)

第7条 第16条に規定する事務局は、委員と参加者との間の接触又は利害関係等の有無について、委員会による事業計画提案書の評価の前に、委員からの聞き取り等により確認するものとする。

- 2 事業予定者を選定するまでの間に、参加者から委員に対して故意の接触があった場合は、委員は事務局へ通報することとし、当該参加者を評価対象から除外するものとする。
- 3 委員会が事業計画提案書の評価に入った後に、委員から評価内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該委員は、当該評価に関与しないこととする。
- 4 委員が故意に不正行為を行った場合は、委員は辞任し、又は解任されるものとする。

(募集要項の公表)

第8条 町長は、本プロポーザルの公募を開始するときは、別に定める募集要項を町ホームページに掲載し、公表するものとする。

2 募集要項は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 募集の趣旨
- (2) 事業概要
- (3) 町からの支援
- (4) プロポーザルに関する条件等
- (5) 事業予定者選定の手続き
- (6) 事業予定者の選定

(参加意向の表明及び参加資格の確認)

第9条 本プロポーザルに参加しようとする者は、募集要項に定める参加意向表明書類を提出しなければならない。

2 委員会は、前項の参加意向表明書類が提出されたときは、当該参加者が募集要項に定める参加資格要件に適合するか確認し、適合すると認めるときは、当該参加者に対し、事業計画提案書の提出を依頼するものとする。

(事業計画提案書の提出)

第10条 当該参加者は、前条第2項に規定する依頼を受けたときは、募集要項に従い、事業計画提案書を作成し、提出するものとする。

(評価の実施)

第11条 委員会は、第9条第1項及び前条の規定により提出された参加意向表明書類及び事業計画提案書について、募集要項に定める基準に基づき、書類評価を実施するとともに、参加者による事業計画提案書についてのプレゼンテーション及び質疑応答により、評価点を採点するものとする。

(事業予定者の選定)

- 第12条 委員会は、前条の評価点が最も高い者を事業予定者として選定するものとする。
- 2 前項の評価順位が第一位の者が複数いる場合は、委員会の協議により事業予定者を選定するものとする。
 - 3 町長は、前2項の規定により選定した者に対し、事業予定者に選定した旨を通知するものとする。

(非選定理由の説明)

- 第13条 町長は、前条第3項の規定による通知と同日付けで、事業予定者に選定しなかった参加者に対し、その旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内に、書面により、町長に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。
 - 3 町長は、前項の規定による説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(結果の公表)

- 第14条 委員会は、第12条第1項の規定により事業予定者を選定したときは、次に掲げる事項を町ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

- (1) 事業概要
- (2) 選定経過
- (3) 参加者数
- (4) 事業予定者の名称
- (5) その他必要な事項

(協定の締結)

- 第15条 町長は、事業予定者と協議し、募集要項及び事業計画提案書に基づき、芝山町田園型居住地創出拠点整備の事業化に向けた取組みに関する事項について、協定書を締結するものとする。

(事務局等)

- 第16条 本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、企画空港政策課市街地整備準備室において担当する。

(委任)

- 第17条 この要綱及び募集要項に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、第15条に定める協定書の締結日限り、その効力を失う。